

富里市外国人安全対策会議設置要綱

(設置)

第1条 富里市における外国人に関し、安全な生活の確保及び地域社会との共生の推進を目的として、富里市外国人安全対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

(活動)

第2条 対策会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 外国人の安全及び地域社会との共生に関する情報の共有
- (2) 外国人の安全及び地域社会との共生に関する対策の検討
- (3) その他目的達成に必要な活動

(組織)

第3条 対策会議は、役員、委員及び顧問をもって組織する。

(役員)

第4条 対策会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、富里市長をもって充てる。
- 3 副会長は、富里市総務部長をもって充てる。
- 4 会長は、対策会議を代表し、会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(委員)

第5条 対策会議の委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(顧問)

第6条 対策会議の顧問は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 千葉県成田警察署長
 - (2) 千葉県成田土木事務所長
- 2 顧問は、会長の要請により会議に出席するほか、対策会議の目的達成に必要な助言、指導等を行う。

(会議)

第7条 対策会議の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 第5条に規定する委員は、当該委員の所属する団体等の他の者を代理人として出席させることができる。
- 3 会長は、必要に応じて、委員以外の者に会議への出席を求め、意見等を聴くことができる。

(連絡会)

第8条 会長は、対策会議の目的を達成するため、連絡会を設置する。

- 2 連絡会は、対策会議の委員をもって組織する。

- 3 連絡会は、必要に応じて富里市総務部市民活動推進課長が招集し、その議長となる。
- 4 連絡会の委員は、当該委員の所属する団体等の他の者を代理人として出席させることができる。
- 5 連絡会は、必要に応じて、委員以外の者に会議への出席を求め、意見等を聴くことができる。

(事務局)

第9条 対策会議の事務局は、富里市総務部市民活動推進課に置き、庶務を処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、富里市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月15日から施行する。

別表（第5条関係）

千葉県成田警察署長が推薦する者 千葉県成田土木事務所長が推薦する者 富里市総務部市民課長 富里市総務部市民活動推進課長 富里市経済環境部 環境課長 富里市都市建設部都市計画課長 富里市消防本部予防課長
--